

○文部科学省令第七号

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第二項、第三項及び第五項並びに第十七条の二第一項並びに独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第八条の二第二項、第四項ただし書及び第五項、第八条の三第二号並びに第八条の四の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

文部科学大臣 柴山 昌彦

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動

し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(認定のための選考)

第二十条 法第十四条の規定により機構が学資の貸与を行う場合及び法第十七条の二の規定により機構が学資の支給を行う場合の認定は、学資の貸与又は支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が次条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項又は第二十三條の二第一項に規定する選考により行うものとする。

2|| 前項の認定は、学資の貸与又は支給を受けようとする者が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行つてはならない。

一 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者として本邦に在留する者

二 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもつて本邦に在留する者

三 出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもつて本邦に在留する者であつて、同表の永住者又は永住者の配偶者等に準ずるとその在学する学校又は機構の長が認めたもの

3|| 第二十三條の三に定めるもののほか、第一項の申請に関し必要な事項は、機構が定める。

(選考の基準及び方法)

第二十一条 第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一 「略」

二 大学(これに相当する外国の学校(以下「外国の大学」という。)を除く。次項第一号、次条第二項及び第二十三條第二項第一号を除き、以下同じ。)又は専修学校(これに相当する外国の学校を除く。以下同じ。)の専門課程に入学したとき第一種学資貸与金の貸与を受

(認定のための選考)

第二十条 法第十四条の規定により機構が学資の貸与を行う場合及び法第十七条の二の規定により機構が学資の支給を行う場合の認定は、機構が選考により行うものとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

(選考の基準及び方法)

第二十一条 第一種学資貸与金の貸与を受ける者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一 「略」

二 大学(これに相当する外国の学校(以下「外国の大学」という。)を除く。次項第一号、次条第二項及び第二十三條第二項第一号を除き、以下同じ。)又は専修学校(これに相当する外国の学校を除く。以下同じ。)の専門課程に入学したとき第一種学資貸与金の貸与を受

けようとする者で、高等学校等在学者（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒、高等専門学校（第四学年、第五学年及び専攻科を除く。）の学生又は専修学校の高等課程の生徒をいう。以下同じ。）若しくは高等学校等卒業者（高等学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校（以下「旧盲学校等」という。）の高等部を含む。）を卒業した者、高等専門学校（第三学年の課程を修了した者又は専修学校の高等課程を卒業した者）をいう。以下同じ。）のうち当該学校の校長（旧盲学校等にあつては、学校教育法等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により当該旧盲学校等がなるものとされた特別支援学校の校長。以下同じ。）の推薦を受けたもの又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号。以下「試験規則」という。）第八条第一項に規定する認定試験合格者（試験規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定期程（昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。）第八条第一項に規定する資格検定合格者を含む。以下単に「認定試験合格者」という。）若しくは新たに認定試験合格者となることが見込まれる者として機構の定める基準に該当するもの（以下「認定試験合格者等」という。）

三〇六〔略〕

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一〔略〕

二 高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程において第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、著しく修学に困難があると認められること。

三 大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者（配偶者があるときは、その者及びその配偶者をいう。）

けようとする者で、高等学校等在学者（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒、高等専門学校（第四学年、第五学年及び専攻科を除く。）の学生又は専修学校の高等課程の生徒をいう。以下同じ。）若しくは高等学校等卒業者（高等学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校（以下「旧盲学校等」という。）の高等部を含む。）を卒業した者、高等専門学校（第三学年の課程を修了した者又は専修学校の高等課程を卒業した者）をいう。以下同じ。）のうち当該学校の校長（旧盲学校等にあつては、学校教育法等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により当該旧盲学校等がなるものとされた特別支援学校の校長。以下同じ。）の推薦を受けたもの又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号。以下「試験規則」という。）第八条第一項に規定する認定試験合格者（試験規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定期程（昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。）第八条第一項に規定する資格検定合格者を含む。以下単に「認定試験合格者」という。）若しくは新たに認定試験合格者となることが見込まれる者として機構の定める基準に該当するもの（以下「認定試験合格者等」という。）

三〇六〔略〕

2 前項の選考は、次に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一〔略〕

二 高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程において第一種学資貸与金の貸与を受ける者については、その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、著しく修学に困難があると認められること。

三 大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者（配偶者があるときは、その者及びその配偶者をいう。以下この

以下この号、次条第二項第三号及び第二十三条第二項第三号において同じ。）の収入に関する資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、著しく修学に困難があると認められること。

第二十二条 第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一 七 [略]

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 [略]

二 高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程において第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、修学に困難があると認められること。

三 大学院において第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の収入に関し機構の定める資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、修学に困難があると認められること。

第二十三条 第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一 六 [略]

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 [略]

二 高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程において第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する

号、次条第二項第三号及び第二十三条第二項第三号において同じ。）の収入に関する資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、著しく修学に困難があると認められること。

第二十二条 第二種学資貸与金の貸与を受ける者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一 七 [略]

2 前項の選考は、次に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 [略]

二 高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程において第二種学資貸与金の貸与を受ける者については、その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、修学に困難があると認められること。

三 大学院において第二種学資貸与金の貸与を受ける者については、その者の収入に関し機構の定める資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、修学に困難があると認められること。

第二十三条 第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受ける者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一 六 [略]

2 前項の選考は、次に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 [略]

二 高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程において第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受ける者については、その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法によ

方法により、第一種学資貸与金の貸与を受けることによっても、なおその修学を維持することが困難であると認められること。

三 大学院において第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の収入に関する資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、第一種学資貸与金の貸与を受けることによっても、なおその修学を維持することが困難であると認められること。

第二十三条の二 法第十七条の二第一項の学資支給金（以下単に「学資支給金」という。）の支給を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。次号において「支援法」という。）第七条第一項の確認（以下単に「確認」という。）を受けた大学（学校教育法第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科（第三十八条に規定する要件を満たす専攻科をいう。同条を除き、以下「認定専攻科」という。）を含む。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）に入学（高等専門学校等の第四学年への進級を含む。以下同じ。）したとき学資支給金の支給を受けようとする高等学校等在学者又は高等学校等卒業者（高等学校又は高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）を初めて卒業又は修了した日の属する年度の末日から第二十三条の四第一項の規定による申請（次号において「認定申請」という。）の日までの期間が二年を経過していない者に限る。）であつて、入学しようとする大学等における学修意欲を有する者として当該高等学校等の校長の推薦を受けたもの

二 支援法第二条第三項に規定する確認大学等（以下単に「確認大学等」という。）に入学したとき学資支給金の支給を受けようとする認

り、第一種学資貸与金の貸与を受けることによっても、なおその修学を維持することが困難であると認められること。

三 大学院において第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の収入に関する資料に基づき、その者の収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、第一種学資貸与金の貸与を受けることによっても、なおその修学を維持することが困難であると認められること。

第二十三条の二 法第十七条の二第一項の学資支給金（以下単に「学資支給金」という。）の支給を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一 高等専門学校の第四学年に進級したとき学資支給金の支給を受けようとする高等専門学校の学生で、当該高等専門学校の校長の推薦を受けたもの

二 大学又は専修学校の専門課程に入学したとき学資支給金の支給を受けようとする者で、高等学校等在学者若しくは高等学校等卒業者のう

定試験合格者等（試験規則第三条の規定により高等学校卒業程度認定試験を受けることができる者となった年度（次号二において「認定試験受験資格取得年度」という。）の初日から認定試験合格者等となった日までの期間が五年を経過していない者（五年を経過した後も引き続き入学しようとする大学等における学修意欲を有する者として機構が認める者（以下「機構確認者」という。）を含む。）であつて、認定試験合格者等となった日の属する年度の末日から認定申請の日までの期間が二年を経過していない者に限る。）

三 確認大学等に在学する学生又は生徒（以下「学生等」という。）のうち次のいずれにも該当しない者であつて、当該確認大学等の学長又は校長の推薦を受けたもの

イ 過去に学資支給金の支給に係る認定を受けたことがある者（ロ（1）又は（2）に掲げる者を除く。）

ロ 高等学校等を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日（次の（1）又は（2）に掲げる者にあつては、それぞれ（1）又は（2）に定める日とする。以下この号において同じ。）までの期間が二年を経過した者

（1） 第四十二条第一号の編入学、同条第二号の入学又は同条第三号の転学（以下この号及び第三項第一号において「編入学等」という。）をした者であつて、編入学等の前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該編入学等をした日までの期間が一年を経過していないもの 編入学等の前に在学していた確認大学等に入学した日

（2） 確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校認定専攻科に入学した者であつて、当該入学前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校認定専攻科に入学した日までの期間が一年を経過していないもの 確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等に入学した日

ハ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五百十条第一号、第二号又は第四号に該当する者となった日の属する年度

ち当該学校の校長の推薦を受けたもの又は認定試験合格者等

「号を加える」

の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過した者

二 認定試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格者となった日の属する年度の末日までの期間が五年を経過した者（機構確認者を除く。）

ホ 認定試験合格者となった日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過した者

ヘ 学校教育法施行規則第五十条第六号又は同令第八十三條第二号に該当する者であつて、高等学校に在学しなくなった日の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過したものの

ト 学校教育法施行規則第五十条第七号又は同令第八十三條第三号に該当する者であつて、その在学する確認大学等に入学した日が二十歳に達した日の属する年度の翌年度の末日より後の日であるものの

チ 確認大学等における学業成績が別表の上欄に定める廃止の区分に該当する者

2

選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる選考対象者にあつては、次のいずれかの基準（認定試験合格者等のうち機構確認者については、ロの基準）に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ 高等学校等における各教科に属する科目の学習の状況がおおむね十分満足できるものと総合的に評価されること又は認定試験合格者等であること。

ロ 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、入学しようとする大学等における学修意欲を有することが文書、面談等により確認できること。

二 前項第三号に掲げる選考対象者のうち選考時において確認大学等への入学後一年を経過していない者にあつては、次のいずれかの基準（認定試験合格者のうち機構確認者にあつては、ロの基準）に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

2

前項の選考は、次に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程における学習成績（認定試験合格者等については、当該合格に係る成績）その他機構の定める資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、特に優れていると認められること。

二 その者の生計を維持する者の収入及び資産（その者の資産を含む。）に関する資料に基づき、その収入の年額及び資産が、それぞれ機構の定める収入基準額及び資産基準額以下であるかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

- と。
- イ 高等学校等における各教科に属する科目の学習の状況がおおむね十分満足できるものと総括的に評価されること、当該確認大学の入学を選抜するための試験の成績が当該試験を経て入学した者の上位二分の一の範囲に属すること又は認定試験合格者であること。
- ロ 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、当該確認大学等における学修意欲を有することが文書、面談等により確認できること。
- 三 前項第三号に掲げる選考対象者のうち前号に該当しない者にあつては、次のいずれかの基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。
- イ GPA等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）第二条第一項第三号ハに規定するGPA等をいう。以下同じ。）がその在学する確認大学の学部等（別表備考第二号に規定する学部等をいう。）における上位二分の一の範囲に属すること。
- ロ その在学する確認大学等において修得した単位数が標準単位数（別表備考第一号に規定する標準単位数をいう。）以上であり、かつ、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、当該確認大学等における学修意欲を有していることが文書、面談等により確認できること。
- 四 選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。
- イ 支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。） 五万一千三百円未満
- ロ 選考対象者及びその生計維持者が有する資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。以下同じ。）の合計額 二千万円未満（生計維持者が一人の場合にあつては、一千二百五十万円未満）
- 前項第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に係る選考は、

「号を加える」

「号を加える」

「項を加える」

それぞれ当該各号に定める確認大学等における学業成績が別表に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が同表の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れていると認められることとする。

一 第一項第三号ロ(1)に掲げる者 編入学等の前に在学していた確認大学等

二 第一項第三号ロ(2)に掲げる者 確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校^イの認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等

生計維持者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- 一 選考対象者に父母がいる場合 当該父母
- 二 選考対象者に父母がいない場合又は選考対象者が次に掲げる者である場合 当該選考対象者(当該選考対象者が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者)
 - イ 令第八条の二第二項に規定する里親に委託されていた者
 - ロ 令第八条の二第二項に規定する児童養護施設に入所していた者
 - ハ 第三十九条各号のいずれかに該当する者

第二十三条の三 第二十一条第一項、第二十二条第一項及び第二十三条第一項に規定する推薦の基準は、機構が定める。

(認定の申請等)

第二十三条の四 学資支給金の支給を受けようとする学生等は、機構の定めるところにより、機構に申請するものとする。

2 機構は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請をした学生等に係る選考を行うものとする。

3 機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第一号及び第二号の選考対象者が確認大学等に入学した場合に学資支給金の支給に係る認定を行うべき者(以下この条において「給付奨学生候補者」という。)であると認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨及び支給額算定基準額の区分(令第八条の二第一項から第三項までの各号に掲げる区分をいう。以下同じ。)を通知するものとする。

〔項を加える〕

第二十四条 第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項及び前条第一項に規定する推薦の基準は、機構が定める。

〔条を加える〕

- 4 機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第三号の選考対象者が学資支給金の支給に係る認定（以下「給付奨学生認定」という。）を行うべき者であると認めるときは、給付奨学生認定を行うとともに、当該給付奨学生認定を受けた学生等（以下「給付奨学生」という。）に対し、その在学する確認大学等を経由して、その旨並びに支給額算定基準額の区分及び学資支給金の額を通知するものとする。
- 5 機構は、選考の結果、選考対象者が給付奨学生候補者又は給付奨学生認定を行うべき者でないと認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨を通知するものとする。
- 6 給付奨学生候補者は、確認大学等に入学したときは、機構の定めるところにより、機構に届け出るものとする。
- 7 機構は、前項の規定による届出があった場合であつて給付奨学生候補者が確認大学等に入学したと認めるときは、当該給付奨学生候補者に対し、給付奨学生認定を行うとともに、その在学する確認大学等を経由して、その旨並びに支給額算定基準額の区分及び学資支給金の額を通知するものとする。
- 8 前項の規定にかかわらず、機構は、給付奨学生候補者が学生等たるにふさわしくない行為があつたと認めるときは、給付奨学生認定を行わないことができる。
- 9 給付奨学生は、在学中に継続して学資支給金の支給を受けようとするときは、機構の定めるところにより、その旨を機構に届け出るものとする。
- （給付奨学生の学業成績の判定）
- 第二十三条の五 確認大学等は、学年（短期大学（修業年限が二年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が二年以下のものに限る。）（第二十三条の九第二号において「短期大学等」という。）にあつては、学年の半期）ごとに、給付奨学生の学業成績が別表に定める基準に該当するかどうかの判定（以下「適格認定における学業成績の判定」という。）を行うものとする。
- 2 確認大学等は、適格認定における学業成績の判定の結果を機構に通知

「条を加える」

するものとする。

(給付奨学生等の収入額及び資産額等の判定等)

第二十三条の六 機構は、毎年、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第二十三条の第二項第四号イ及びロに定める額に該当するかどうかの判定並びに当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

2 機構は、給付奨学生に対し、適格認定における収入額・資産額等の判定の結果を通知するものとする。

(学資支給金の額の変更)

第二十三条の七 機構は、適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生の学資支給金の額を変更すべきときは、毎年十月に当該学資支給金の額の変更を行うものとする。

(認定の取消し等)

第二十三条の八 機構は、給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定を取り消すものとする。

一 偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けたとき。

二 適格認定における学業成績の判定の結果、当該学業成績が別表の上欄に定める廃止の区分に該当するとき。

三 確認大学等から学校教育法施行規則第二十六条第二項に規定する退学又は停学（期間の定めのないもの又は三月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたとき。

2 機構は、前項の規定により給付奨学生認定を取り消したときは、その者及びその在学する確認大学等の設置者に対し、その旨を通知するものとする。

3 機構は、適格認定における学業成績の判定の結果、当該学業成績が別表の上欄に定める警告の区分に該当するときは、当該給付奨学生に対し、学業成績が不振である旨の警告を行うものとする。

[条を加える]

[条を加える]

[条を加える]

第二十三条の九 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するものとして

機構が給付奨学生認定を取り消したときは、当該給付奨学生認定の効力が当該各号に定める日に遡って失われるものとする。

一 前条第一項第一号又は第三号に該当するとき 当該各号に該当するに至った日の属する学年の初日

二 前条第一項第二号に該当するものうち学業成績が著しく不良であると認められるものであって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められないとき 当該学業成績に係る学年の初日（短期大学等にあつては、当該学業成績に係る学年の半期の初日）

（認定の効力の停止等）

第二十三条の十 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

一 確認大学等から休学を認められたとき。

二 確認大学等から学校教育法施行規則第二十六条第二項に規定する停学（三月未満の期間のものに限る。次項第二号において同じ。）又は訓告の処分を受けたとき。

三 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ又はロに定める額に該当しなくなつたとき。

四 機構が定める日までに第二十三条の四第九項の規定による届出を機構に対し行わないとき。

2 前項の規定により給付奨学生認定の効力が停止された給付奨学生であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該給付奨学生認定の効力の停止が解除されるものとする。

一 前項第一号に該当する者 確認大学等から復学を認められたとき。

二 前項第二号に該当する者のうち停学の処分を受けたもの 当該停学の処分を受けた日から当該停学の期間（当該停学の期間が一月未満の場合にあつては、一月）を経過したとき。

三 前項第二号に該当する者のうち訓告の処分を受けたもの 当該訓告

〔条を加える〕

〔条を加える〕

の処分を受けた日から一月を経過したとき。

四 前項第三号に該当する者 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ及びロに定める額に該当することとなったとき。

五 前項第四号に該当する者 第二十三条の四第九項の規定による届出を機構に対し行ったとき。

(処分等に係る通知)

第二十三条の十一 確認大学等は、次の各号のいずれかに該当するとき
は、直ちに、その内容を機構に通知するものとする。

- 一 給付奨学生に対する学校教育法施行規則第二十六条第二項に規定する退学、停学又は訓告の処分を行ったとき。
- 二 給付奨学生の休学又は復学を認めたととき。

(個人番号の提供)

第二十四条 機構は、第二十条の規定による選考に当たり、法第十四条第一項の学資貸与金（以下単に「学資貸与金」という。）の貸与又は学資支給金の支給を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、その者及びその生計維持者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）の提供を求めるものとする。

(学資支給金の対象となる専攻科)

第三十八条 令第八条の二第一項第一号の表備考に規定する短期大学の専攻科及び高等専門学校専攻科は、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六条第一項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす専攻科とする。

(令第八条の二第二項の文部科学省令で定める者)

第三十九条 令第八条の二第二項の文部科学省令で定める者は、次の各号

〔条を加える〕

(個人番号の提供)

第二十四条の二 機構は、第二十条の規定による選考に当たり、法第十四条第一項の学資貸与金（以下単に「学資貸与金」という。）の貸与又は学資支給金の支給を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、その者又はその者の生計を維持する者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）を提供させることができる。

〔条を加える〕

(令第八条の二第四項の文部科学省令で定める者)

第三十八条 令第八条の二第四項の文部科学省令で定める者は、支給対象

のいずれかに該当する者とする。

一 満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の第三八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

二 満十八歳となる日の前日において児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

三 前二号に掲げる者に準ずるものとして適切と認められる者

（国内に住所を有しない者に係る支給額算定基準額の算定）

第四十条 令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、選考対象者若しくは給付奨学生又はその生計維持者が同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の施行地に住所を有しない場合とし、同項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあっては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあってはこれを切り捨てた額）（同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあつては、零）とする。

一 令第八条の二第四項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額に準ずるものとして適切と認められるもの

二 令第八条の二第四項第二号に規定する控除する額に準ずるものとして適切と認められるもの

（学資支給金の額の特例）

第四十一条 令第八条の二第五項の文部科学省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとし、同項の文部科学省令で定める額は、零円とする。

一 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）

第三十一条第二号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び同

校（令第八条の二第一項に規定する支給対象校をいう。）に在学する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 その者が満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

二 その者が満十八歳となる日の前日において児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

三 前二号に掲げる者に類するものとして機構が定める者

〔条を加える〕

〔条を加える〕

法第三十一条の十において読み替えて準用する同法第三十一条第二号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金

二 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十八条に規定する職業転換給付金（同条第二号に掲げる給付金に限る。）

三 訓練延長給付（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十条第一項に規定する基本手当の支給をいう。）、同法第三十六条第一項に規定する技能習得手当及び同条第二項に規定する寄宿手当並びに同法附則第十一条の二第一項に規定する教育訓練支援給付金

四 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金

（令第八条の三第二号の文部科学省令で定める者）

第四十二条 令第八条の三第二号の文部科学省令で定める者は、過去に学資支給金を受けたことがある者のうち次の各号に掲げる者とする。

一 学校教育法第百八条第九項、第百二十二条又は第百三十二条の規定により編入学した者

二 確認大学等（確認を受けた専門学校を除く。以下この号において同じ。）に在学した者（確認大学等を卒業又は修了した者を除く。）で引き続き確認を受けた専門学校（修業年限が一年のものを除く。）の第二学年以上に入学者

三 確認大学等の相互の間（学校の種類が同一のものに限る。）で転学した者

四 同一の確認大学等において、学部等の相互の間で転籍した者

五 短期大学の認定専攻科又は高等専門学校認定専攻科に入学者

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

「条を加える」

附則の次に次の別表を加える。

別表 適格認定における学業成績の基準（第二十三条の二、第二十三条の五及び第二十三条の八関係）

区分	学業成績の基準
廃止	<ul style="list-style-type: none"> 一 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 二 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位時間数。次項において同じ。）の合計数が標準単位数の五割以下であること。 三 履修科目の授業への出席率が五割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 四 次項に定める警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	<ul style="list-style-type: none"> 一 修得した単位数の合計数が標準単位数の六割以下であること。（前項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。） 二 GPA等が学部等における下位四分の一の範囲に属すること。 三 履修科目の授業への出席率が八割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認めら

れること。(前項第三号に掲げる基準に該当するものを除く。)

備考

一 この表における「標準単位数」とは、卒業又は修了の要件として確認大学等が定める単位数(単位制によらない専門学校にあつては、単位時間数)を修業年限の年数で除した数に、給付奨学生の在学年数(その期間に休学期間が含まれるときは、当該休学期間(当該休学期間が一年未満の場合にあつては、その月数(一月未満の場合にあつては、一月)を十二で除した数とする。)を控除する。)を乗じた単位数(一単位未満の端数が生じた場合にあつては、これを一単位に切り上げるものとする。)をいう。

二 この表における「学部等」とは、学部、学科又はこれらに準ずるものであつて、学生等の学業成績をGPA等を用いて相対的に比較することが公平かつ適正であると確認大学等が認める組織等をいう。

三 給付奨学生の学修意欲の状況については、履修科目の授業への出席率、授業時間外の学修の状況、授業において作成を求められる論文、報告書等の提出状況等を勘案して、確認大学等が判定するもの

とする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。附則第三項において「支援法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この省令を施行するために必要な選考の手續その他の行為は、この省令の施行前においても行うことができる。

(旧学資支給金の支給を受ける者に係る特例)

3 支援法附則第六条第一項に規定する旧学資支給金（以下この項において単に「旧学資支給金」という。）の支給を受ける者が同法の施行後引き続き旧学資支給金の支給を受けるときは、その者は、同法附則第五条の規定による改正後の機構法第十七条の二第一項に規定する学資支給金の支給を受けることができない。